

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「生活介護」

フローレンス ジョジョ運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 THS&EK（以下「事業者」という。）が開設するフローレンス ジョジョ（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法に基づく指定児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービスの事業（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害者及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第2条第一項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に通所支援を提供することを目的とする。

2 指定生活介護利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて生活介護計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供する。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所支援の提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定福祉サービス事業者等その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

4 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年7月4日富山市条例第3号）ならびに富山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月21日富山市条例第37号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 フローレンス ジョジョ
- (2) 所在地 富山市藤木 1542-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 児童発達支援管理責任者 1名以上

児童発達支援管理責任者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスにかかる通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務の他に、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

3 サービス管理責任者 1名以上

生活介護計画の作成に関する業務を行うほか、利用者的心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

4 嘴託医 1名以上

嘴託医は、当該事業所を利用する障害児の健康管理、必要に応じて医療処置、アドバイス等を行う。

5 看護師 1名以上

看護師は当該事業所を利用する利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や医療的ケア等の看護及び療育的支援を行う。

5 児童指導員 1名以上

児童指導員は、利用児童のコミュニケーション・遊び・行事参加等の療育的支援を行う。

6 生活支援員 1名以上

生活支援員は高齢者や障害者の日常生活の支援を行う。

6 機能訓練担当職員 1名以上

機能訓練担当職員は、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日及び12月29日から1月3日、その他事業所が定める休所日を除く。

(利用者の希望があれば応相談)

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分

(提供する障害児通所支援の種類、利用定員及び主たる対象とする障害の種類)

第6条 事業者が本事業所において提供する障害児通所支援の種類、利用定員及び主として対象者は次のとおりとする。

	利用定員	事業の主たる対象とする 障害の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス	5名	重症心身障害児
生活介護	2名	重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能障害が重複している者

(指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの内容)

第7条 事業所で行う指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 更衣、排泄等の身体介護
- (4) 食事の介護
- (5) その他日常生活上必要な支援
- (6) 健康指導、健康チェック、健康相談
- (7) 送迎サービス
- (8) 相談及び助言等

(指定生活介護の内容)

第8条 事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 更衣、排泄等の身体介護
- (4) 食事の介護
- (5) その他日常生活上必要な支援
- (6) 創作的活動（生産活動）の機会の提供
- (7) 健康指導、健康チェック、健康相談
- (8) 送迎サービス
- (9) 相談及び助言等

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス（以下「指定児童発達支援等」という。）を提供した際は、保護者から、市町村が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができるものとする。

- (1) 施設利用料
 - (2) 施設の物を使用した場合（おむつ代等）（実費）
 - (3) 利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など（実費）
 - (4) 利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合にキャンセル料を徴収する。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要とする。
- 4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。
- 5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

（支給決定障害者から受領する費用の額等）

第10条 指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。

3 前2項の支払いを受けるほか、指定生活介護において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収するものとする。

- (1) 施設利用料
- (2) 施設の物を使用した場合（おむつ代等）（実費）
- (3) 利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など（実費）
- (4) 利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合にキャンセル料を徴収する。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は不要とする。

4 前3項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。

5 第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は次のとおりする。

富山市（藤の木校下、山室校下、山室中部校下、東部校下、新庄校下、新庄北校下、広田校下、針原校下）とする。ただしこれ以外の地域は応相談。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等の対応)

第13条 現に指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定生活介護の提供を行なっているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

2 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第16条 事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

（2）事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の作成)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定生活介護の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、

当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）において、また、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(苦情解決)

第20条 提供した指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定生活介護に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(秘密保持等)

第21条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た

利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第22条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従事者の勤務の体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年2回

2 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

変更

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月1日から施行する

この規程は、令和4年4月1日から施行する

この規程は、令和4年5月23日から施行する

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。